

令和4年度 第1回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和4年度第1回農業委員会総会日程表

日 時 令和4年4月6日（水） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認について
- 日程第9 諮問第1号 法定外公共財産（水路）の用途廃止について
- 日程第10 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（18名）

2 尾藤元一	3 高橋忠明	4 横尾昇	5 押条和司朗
6 中泉敏則	7 鈴木修三	8 篠原京子	9 星川俊夫
10 高橋博	11 坂上宏	12 眞鍋晴豊	13 鈴木博美
14 高橋藤信	15 鈴木和治	16 鈴木秀幸	17 寺尾悟志
18 則友祝幸	19 石川武将		

出席農地利用最適化推進委員（19名）

2 石川茂	3 薦田悦男	4 森川雅之	5 石川俊治
6 佐藤保之	8 鎌倉静夫	9 尾崎之隆	10 喜井仁志

12 三宅恒久 13 紀井正明 14 受川清男 15 河村一碩
18 眞鍋聖二 19 川上雅司 20 渡辺昇 21 越智寧
22 村上佳清 23 近藤良啓 25 鈴木敏也

欠席委員（1名）

1 大西嘉一郎

欠席農地利用最適化推進委員（6名）

1 脇純樹 7 宇高勉 11 村上紘一 16 合田篤夫
17 鈴木一郎 24 高橋祥志

出席した職員

事務局長 篠原敬三 次長 三宅栄一 係長 武村美保
係長 三村真都華 主査 金子愛弓 専門員 白石直樹

第1回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和4年4月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第1回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

7番 宇高 委員

11番 村上 委員

16番 合田 委員

17番 鈴木 委員

24番 高橋 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
16番 鈴木 委員、17番 寺尾 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。武村 係長

武 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」
報告いたします。
番号1の案件については、令和4年3月14日解約。
以上、1件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請につ
いて」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請につ
いて」説明いたします。
申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を
満たしています。
番号1の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため
申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。
番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため
申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。
番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため
申請するもので、許可後は米、芋、野菜の作付けを予定しています。
番号4の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安

定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号6と7の案件については、受人が同一人のためまとめて説明します。

番号6と7について、番号6については売買による所有権移転、番号7については申請地を借り受けての10年間の使用貸借権の設定で、許可後は水稻とハナシバの栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番と7番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は10件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1と2の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。

番号1と2については、令和3年12月の総会において審議され、12月22日付で農地転用の許可を受けた案件の関連案件です。受人はバイク販売店を営んでおり、事業拡大のため、店舗と道路の間にある申請地を譲り受け、バイクの展示場及び駐車場を建設しましたが、今回さらに駐車場の拡張を図るものです。申請地は、第1種農地ですが、既存施設の拡張のため、転用することはやむを得ないと思われま。

番号3の案件について、受人は介護支援事業所を運営しておりますが、従業員用駐車場が手狭になったため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われま。

番号4の案件について、受人は製袋業を営む法人ですが、現在の従業員駐車場は、本社から離れており、アクセスも不便であるため、近隣にある申

請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は防災設備業を営む法人であり、現在、賃貸物件である事務所を使用していますが、売却予定があり、退去する必要があるため、申請地を譲り受けての事務所建設で、申請地は第3種農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人はシール印刷加工業を営んでおりますが、現在、業績好調により、生産ラインの増強を図るための倉庫建設で、申請地は既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住しておりますが、手狭になったため、住環境の整った申請地を祖母から借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は紙類加工業を営む法人ですが、事業拡大に伴い、新たな作業場が必要となるため、現在の所有地に隣接している申請地を譲り受けての作業場及び大型車両回転場建設で、申請地は既存施設の隣接地であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

また、当該申請地については、既存施設との一体利用を目的とするため、排水計画等については、都市計画課の開発協議の中で協議されております。

番号9の案件については、次に説明する、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」番号1の関連案件です。受人は不動産業を営んでおりますが、現在、同地域内で住宅建築の要望が多いことから、生活施設に近く、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるた

め、転用することはやむを得ないと思われます。

番号10の案件について、受人は包装資材製造業を営む法人ですが、既存の倉庫が手狭になったため、隣接する申請地を譲り受けての倉庫建設で、申請地は既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番と2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番

委員 特に異議ありません。

議長 10 番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第 2 号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第 5、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」説明いたします。

番号 1 の案件については、令和 4 年 1 月の総会において審議され、1 月 25 日付で農地転用の許可を受けた案件の事業計画変更です。

事業計画者、転用目的に変更はありません。

当初計画では、建売住宅を建設する予定で、事業を進めていましたが、事業地を拡大し、区画面積を拡張しての建売住宅を建設するための事業計画変更です。

番号 2 の案件については、令和 2 年 9 月の総会において審議され、9 月 25 日付で農地転用の許可を受けた案件の事業計画変更です。

事業計画者及び転用面積に変更はありません。

当初計画では、倉庫及び社員駐車場を建設する予定で、事業を進めていましたが、建設予定であった倉庫の位置を変更し、既存倉庫に増築することに伴い、社員駐車場の位置を変更するための事業計画変更です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくをお願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 番号2番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三村 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願について」説明いたします。

番号1の案件について、申請者は分家住宅を建築するため、令和3年9月の総会において、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農用地区域から除外しても支障がない旨の意見として市へ答申した後、12月の総会において農地法第5条第1項の規定に対する許可申請について審議され、12月20日付で農地転用の許可を受けましたが、申請人の都合により許可を取り消してほしいとの願いがありましたので許可を取り消すものです。本総会において承認され、県へ進達、取消願が受理された後は、農用地区域への再編入について、市から農業委員会へ諮問される予定です。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(貸借)の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三村 係長

三 村 それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画（貸借）の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、10年8か月の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の賃貸借です。

番号3の案件については、3年間の賃貸借です。

番号4の案件については、5年間の賃貸借です。

番号5の案件については、3年間の使用貸借です。

番号6の案件については、2年間の使用貸借です。

番号7から9の案件については再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号7番から9番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありますか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 3番

委 員 特に異議ありません。

議 長 4番

委 員 特に異議ありません。

議 長 5番

委 員 特に異議ありません。

議 長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 番号7番から9番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第5号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第8、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、農用地利用集積計画による所有権移転です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定される要件を満たす認定農業者が、農業振興地域内の優良農地を取得するための申請です。

番号1について、取得後は水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(所有権移転)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しました。

議長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件について、申請人より、当該「水路」は現在、宅地の一部として利用されており、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、隣接地とともに一体利用する予定です。なお、代替水路として一部を寄附する予定です。

また、地元土地改良区の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われれます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ほかにも、質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第10、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

番号1から4の案件については個別除外の案件です。

番号1について、申出者は、土木工事業を営む法人ですが、現在、業績好調により資材及び車両置場が不足しているため、資材・残土・車両置場を建設することを計画しています。

しかしながら、所有地において建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

番号2について、申出者は、土木・建築工事業を営む法人ですが、現在、業績好調による部材増加のため部材置場が必要であり、また、現在、大型車両の駐車場所を所有しておらず、工事現場に駐車しているため、早急に新たな車両置場が必要となります。

しかしながら、所有地において建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

番号3について、申出者は妻と子ども3人の5人で、賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い、手狭になったことに加え、父の農作業を手伝うことや、将来的な両親の介護を見据え、対応可能な土地で、自己自宅と農業用倉庫を建設することを計画しています。しかしながら、申出者は土地を所有しておらず、父が所有する土地から検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

また、申出地は第1種農地ではありますが、集落接続が確認できております。なお、申出者は今後、父から子へ農業経営を引き継ぐ「農業承継人」として、家族協議がなされており、異議なく認める旨の「家族協議書」が提出されています。

番号4について、申出者は、倉庫業・運送業等を営む法人ですが、近年の物流形態の変化に伴い、貨物の取扱い量が増加し、現在の倉庫だけでは対応しかねるため、新たな倉庫を建設することを計画しています。

しかしながら、所有地において建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 申請地は現所有者が購入する前、廃業した鶏舎が建ち並んでおり、その当

時から田や畑といった農地はなくなっていたように記憶しています。農用
地区域からの除外はやむを得ないと思います。

議 長 2 番

委 員 申請地は国道 11 号バイパスから近く、一体利用地を介せば、2 車線の市道
に面する、市街地内に存する土地で、周囲も宅地化が進み、集団的な農地
ではないため、農用地区域から除外することはやむを得ないと思います。

議 長 3 番

委 員 特にありません。

議 長 4 番

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第 2 号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、「変
更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めま
す。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第 2 号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申
いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了
いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等
がありましたらお願いします。

委 員 (特になしとの声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第1回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:20)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 鈴木 香 幸

委 員 寺 尾 悟 志